

令和6年度 箕輪町議場放送設備改修工事 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、「令和6年度 箕輪町議場放送設備改修工事」に係る契約の相手方となる事業者の選定に当たり、公募型プロポーザルの実施方法等について、必要な事項を定める。

2 業務概要

- (1) 業務名 令和6年度 箕輪町議場放送設備改修工事 (以下「本業務」という)
- (2) 業務内容 別紙「令和6年度 箕輪町議場放送設備改修工事仕様書」のとおり
- (3) 業務期間 契約締結日から令和7年3月21日
- (4) 提案限度額 29,040,000円 (消費税額及び地方消費税額を含む)

3 選定方式及び契約方法

本業務は、価格のみによる競争では目的を達成できないため、専門的な知識・経験等を有する業者からの提案を広く公募し、プレゼンテーションを行って提案内容を評価するプロポーザル方式によって契約候補者を特定する。また、契約候補者と協議を行い、協議が整った時点で当該業者と契約を締結する。

4 スケジュール (予定)

日 付	内 容
令和6年8月19日(月)	告示
令和6年8月26日(月)	質問書提出期限 午後5時まで
令和6年8月28日(水)	質問書に対する回答
令和6年9月2日(月)	参加表明書の提出期限 午後5時まで (郵送の場合必着)
令和6年9月6日(金)	参加資格確認結果通知書送付
令和6年9月13日(金)	企画提案書の提出期限 午後5時まで (郵送の場合必着)
令和6年9月20日(金)	プレゼンテーション
令和6年9月25日(水)	ホームページにて選定結果発表

5 問い合わせ先

住 所：長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪10298番地

箕輪町議会事務局

担 当：宮尾 栄子

電 話：0265-79-3187

FAX：0265-79-0230

Email：gikai@town.minowa.lg.jp

6 参加資格要件

次に掲げる条件を全て満たしている事業者であること。

- (1) 令和4・5・6年度 長野県建設工事の入札参加資格者名簿のうち、「電気通信工事」に登録があり、かつ本社が中南信地区にあること。
- (2) 過去10年間、他自治体の議場の音響・映像機器関連、モニター設備関連、操作システム・制御設備関連、ソフトウェア関連等、これらを一括で導入実績を有すること。
- (3) 箕輪町の指名停止等措置を広告日から審査結果の通知の日までの間に受けてないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号までに該当する団体又は団体に属する者でないこと。
- (5) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしていない者。

7 説明会

実施予定なし。企画提案書及び見積書を作成する上で現地調査が必要な場合は、事前に連絡の上、可能とする。

8 参加表明書及び企画提案書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、プロポーザル参加表明書（様式第1号）等の書類を次のとおり提出すること。

提出様式は、町のホームページからダウンロードすること。

(1) 参加表明書の提出

① 提出書類

ア 参加表明書（様式第1号）

イ 履歴事項全部証明書（登記簿謄本）（写し）

ウ 会社概要書(パンフレット可)

エ 同種業務受託実績

過去10年間における他自治体の議場の会議システムの新設又は改修業務等の実績

※契約書の写し又は実績を証明できる書類及び業務内容が分かる書類の写しを添付すること。

② 提出期限 令和6年9月2日（月） 午後5時まで

③ 提出場所 「5 問い合わせ先」に提出すること。

④ 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は必着）

⑤ 参加資格確認結果通知

上記により提出を受けた書類に基づき、参加資格の確認を行い、期日までに企画提案書の提出の可否について通知する。

(2) 質問の受付及び回答

このプロポーザルに関して質問がある場合は、質問書（様式第2号）を提出すること。

- ① 提出期限 令和6年8月26日（月）午後5時まで
- ② 提出場所 「5 問い合わせ先」に提出すること。
- ③ 提出方法

質問書（様式第2号）に必要事項を記入し、電子メールにて提出すること。電子メールの表題を「箕輪町議場放送設備改修工事プロポーザル質問（事業者名）」とし、メール送信後に電話にて到着の確認をすること。

④ 回答方法

期日までに、箕輪町ホームページで公表する。

⑤ その他

回答の内容は、本実施要領の追加又は修正とみなす。

(3) 企画提案書の提出等

参加事業者は、以下のとおり選考に必要な書類を持参又は郵送により提出すること。

なお、提案は1事業者につき1つの提案の提出に限るものとする。

① 企画提案書類 7部（正本：1部、副本：6部）

提案については、別紙、「令和6年 箕輪町議場放送設備改修工事 仕様書」の内容を踏まえて記載すること。

② 参考見積書 任意様式 1部

積算内訳も提出すること。

導入後の維持管理費等に要する経費見積書（任意様式）

導入後の保守点検委託費（1年分）を記載すること。

- ・年4回の定期点検
議会システム全体の動作チェック

- ・不具合発生時の出張対応
- ・軽微な設備機器の調整・補修
- ・代替機対応

③ 提出期限 令和6年9月13日（金）午後5時まで（郵送の場合は必着）

④ 提出場所 「5 問い合わせ先」に記載の担当へ提出すること。

⑤ 提出方法

- ・持参による提出の場合の受付時間は、閉庁日を除く、午前9時から正午及び午後1時から午後5時までとする。
- ・郵送による提出の場合は、封筒（会社名を記載してあるもの）に朱書きで「箕輪町議場放送設備改修工事 提案書在中」と明記し、収受のトラブルを未然に防ぐため、必ず受取日及び配達されたことが証明できる書留等の方法による
- ・郵送の場合、未達等のトラブルに関して町は責任を負わない。

⑥ 書式

提案書の大きさはA4判とし、資料やイメージ図など、見やすくするためA3判を使用する場合は、A4判に折りたたむこと。

⑦ 作成要領

- ・提案書はA4版・縦型・横書き・片面印刷・左綴で作成すること。
- ・文字サイズは11ポイント以上を基本とすること。
- ・図形などを活用した簡潔かつわかりやすい表現により記載し、専門用語などわかりづらい用語には脚注により説明を付記すること。

9 審査方法、評価基準

(1) 審査方法

提案の審査・評価は、「令和6年 箕輪町議場放送設備改修工事業者選定委員会」（以下、「選定委員会」という）が行い、選定委員会において提案内容について総合的に審査・評価し、評価は、各審査委員の採点を集計した結果、第1位の評価を最も多く獲得した参加事業者を候補者として、次点の者を次順位者として選定する。ただし、第1位の獲得数が同点の場合は、審査委員が付した順位に応じて加点する合計点が高い参加事業者から上位とする。それでもなお、決しない場合は、審査委員が付した評価点の合計点が高い参加事業者から上位とする。

(2) プレゼンテーション及びヒアリングによる評価の実施

- ① 企画提案書の内容について、1事業者あたり概ね30分間（説明20分、質疑10分）プレゼンテーションを行う。
プロジェクター、スクリーンは本町が準備する。それ以外の機材が必要な場合は別途協議すること。

② 開催日時、場所

- ・開催日時 令和6年9月20日（金）予定
- ・開催場所 箕輪町役場 3階 委員会室

(3) 審査結果

審査結果は、町ホームページで公表する。

(4) 評価基準

<基本評価>

評価項目 着眼点

- ア 実施体制 ・本業務を確実に遂行する実施体制を有し、従事者等が適切に配備され、役割分担が明確になっているか。
- イ 本業務と同等の実績があり、実施スケジュール ・事業実施スケジュールが適正に管理され、問題なく実施できる設置期間を提案しているか。
- ウ システム機能 ・機器性能

<主制御装置>

主制御装置（システムコントローラー）が、OSメーカーサポート終了等の影響を

受けにくい専用OSを導入しているか。

<システム操作性>

- ・操作画面がシンプルで、1名でも操作でき、誤操作が生じにくい。

<システム安定性>

- ・トラブルを未然に防ぐ対策が講じられており、長期運用に耐え得る安定的な稼働ができるシステムであるか。

<音響・映像機器>

- ・他自治体において導入されている最新の機器でインターネット視聴者にストレスのない音声、映像配信機能を有しているか。

<大型モニターの壁面取付>

- ① 議場内に撮影映像、残時間等の表示用に、議員、傍聴席からよく見える前方の位置に65インチ程度の議場用モニターを3台設置することができるか。
- ② 対応できない場合、設置方法の工夫や設置台数を増加する等の代替案を提案することができるか。

エ 議場景観 ・ 議場内の景観保持に配慮した機器設置及び配線計画であるか。

オ ライブ配信 ・ 本議場設備において、インターネットによるライブ配信を実施可能とする機器及び具体的な方法を提案しているか。

カ 障害時の対応

- ・トラブル、災害等緊急時における、対応サポート拠点、実施体制が整っており、業務への支障を最小限に抑えることができるか。

キ 保守・メンテナンス

<保守点検等>

- ① 無償保証期間終了後の、定期的な保守点検内容が充実しているか。
- ② 故障や更新時等の機器の入れ替えが容易であるか。

ク 教育・訓練 ・ 職員にわかりやすい操作マニュアルを用意し、職員に対する操作指導を十分に行うことができるか。